

令和5年8月1日（火）

【照会先】

厚生労働省 新潟労働局 雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 村井 千晴  
室長補佐 田中 留美  
(代表電話) 025(288)3501

報道関係者 各位

## 「令和4年度新潟労働局の労働相談件数及び紛争解決制度の施行状況」を公表します

～パワーハラスメント関係の相談件数が10年で2倍超に

相談件数は、3年連続で1万7千件を超え、高止まり。～

にしおか くにあき

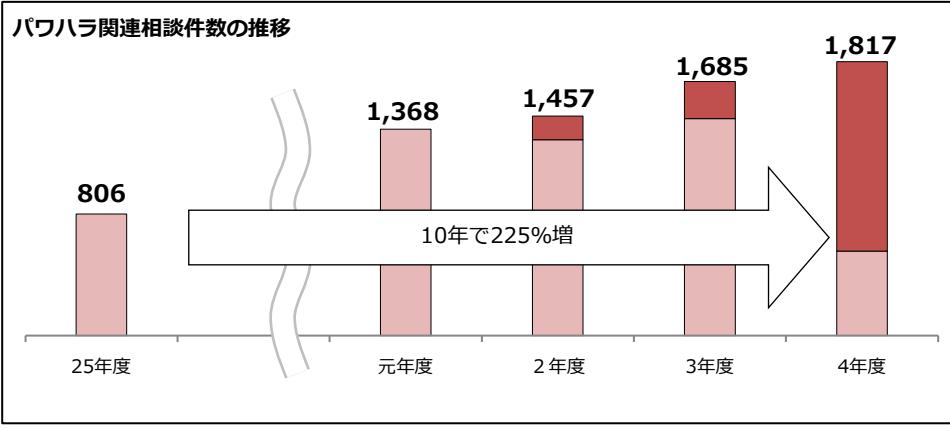
新潟労働局（局長 西岡邦昭）では、総合労働相談コーナーを設置し、あらゆる労働問題にワンストップで対応するとともに、雇用環境・均等室が所管する男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法（パワーハラスメント）、パートタイム・有期雇用労働法、育児・介護休業法（以下、「均等関係法」と言う。）の相談に対応しております。

「紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るための制度で、「総合労働相談※<sup>1</sup>」、都道府県労働局長による「助言・指導※<sup>2</sup>」、紛争調整委員会による「あっせん※<sup>3</sup>」及び「調停※<sup>4</sup>」の方法があります。

今回の施行状況を受けて、新潟労働局は、総合労働相談コーナー等に寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、法律違反に対する行政指導及び各種援助制度（助言・指導、あっせん及び調停）の運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

### 【ポイント】注：〔 〕内は、別添資料の該当ページ

- 1 相談件数は1万7,834件で、3年連続で1万7千件を超え、高止まり [P. 5-1 (1)]
- 2 パワーハラスメントの相談件数（1,258件）と「いじめ・嫌がらせ」の相談件数（559件）を合計すると過去最多（1,817件 対前年比7.8%増）[P. 7-1 (5)]
- 3 相談件数のうちパワーハラスメントの相談件数が1割を占める。
- 4 パワーハラスメントと「いじめ・嫌がらせ」の合計相談件数は、平成25年度（2013年 806件）の2倍超えとなっている。



## ※1 「総合労働相談」

新潟労働局、労働基準監督署など10か所（令和5年4月1日現在）に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応している。

なお、平成28年度から、都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等（部）室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することになったため、それらの相談件数も計上されている。

## ※2 「助言・指導」

民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことで、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭または文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。

## ※3 「あっせん」

都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や特定社会保険労務士など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入りて話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

## ※4 「調停」

都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会の調停委員（弁護士や特定社会保険労務士など労働問題の専門家）が紛争当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ法の趣旨に沿って問題解決に必要な具体的な提示をすることにより紛争の解決を図る制度。

## ※5 「民事上の個別労働紛争」

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に関するものを除く）。

## ※6 職場におけるパワーハラスメントは、令和2年6月に改正労働施策総合推進法が施行されたことから、大企業については労働施策総合推進法の相談として計上し、中小企業については「いじめ・嫌がらせ」として計上していたが、令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、中小企業を含め労働施策総合推進法の相談として計上している。同じく、同法に規定する紛争について、その解決の援助の申立や調停の申請があった場合には、同法に基づき対応している。

注) 職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる、以下①～③の要素を全て満たすものをいう。

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

## 【別添】

別添1：個別労働紛争解決制度の枠組み

別添2：均等関係法の紛争解決制度の枠組み

別添3：令和4年度新潟労働局における労働相談の状況

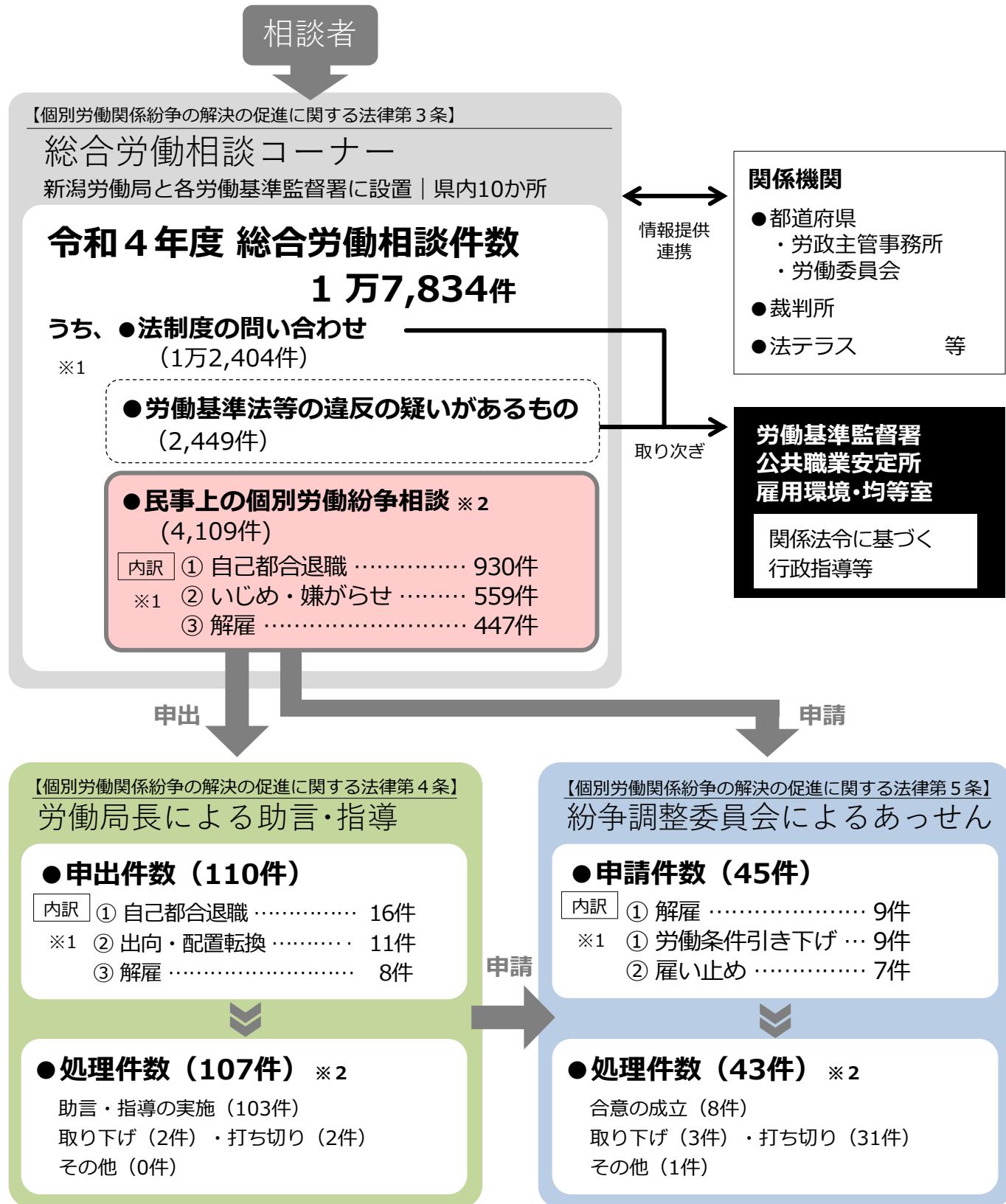
別添4：令和4年度均等関係法の労働相談の状況

別添5：令和4年度個別労働紛争解決制度の運用状況

別添6：令和4年度均等関係法の紛争解決制度の運用状況

別添7：令和4年度の助言・指導とあっせんの事例(全国)

(参考) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要及び雇用環境・均等室が所管する法律の概要



相談者

事業主

## 新潟労働局 雇用環境・均等室

男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法

## 令和4年度 相談件数

2,752件

・男女雇用機会均等法	203件
・労働施策総合推進法 (パワーハラスメント)	1,258件
・パートタイム・有期雇用労働法	77件
・育児・介護休業法	1,214件

申出



申請



## 【均等関係法における】

## 労働局長による紛争解決の援助

## ●申出件数（12件）

内訳 ① 労働施策総合推進法

※1 (パワーハラスメント) ..... 12件

申請

## ●処理件数（12件） ※3



## 【均等関係法における】

## 調停会議による調停

## ●申請件数（7件）

内訳 ① 労働施策総合推進法

※2 (パワーハラスメント) ... 6件

② 育児・介護休業法 ..... 1件



## ●処理件数（5件） ※3

和解（2件）

## ※1 「都道府県労働局長による紛争解決の援助」

都道府県労働局長が、労働者と事業主との間の紛争を法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ法の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより紛争の解決を図る制度（関係法令：男女雇用機会均等法第17条、労働施策総合推進法第30条の5、パートタイム・有期雇用労働法第24条、育児・介護休業法第52条の4）

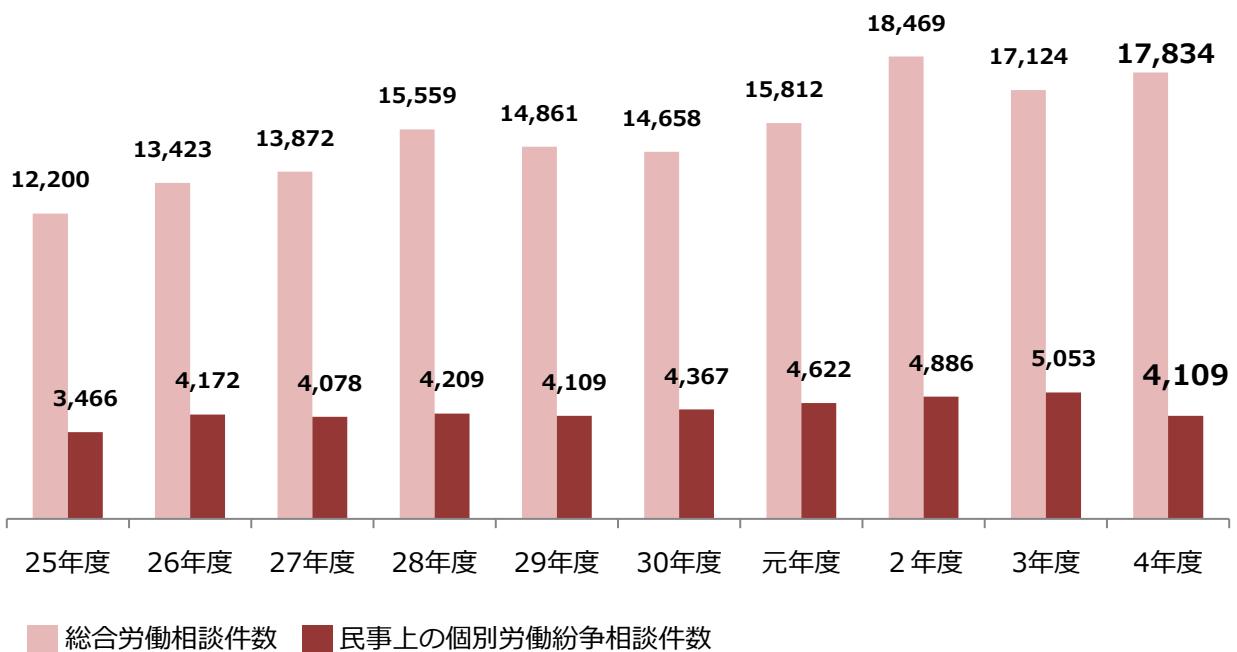
## ※2 「調停会議による調停」

紛争当事者である労働者と事業主との間に第三者（調停委員）が関与し、当事者双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争を解決する制度（関係法令：男女雇用機会均等法第18条、労働施策総合推進法第30条の6、パートタイム・有期雇用労働法第25条、育児・介護休業法第52条の5）

## ※3 それぞれの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出または申請があったものを含む。

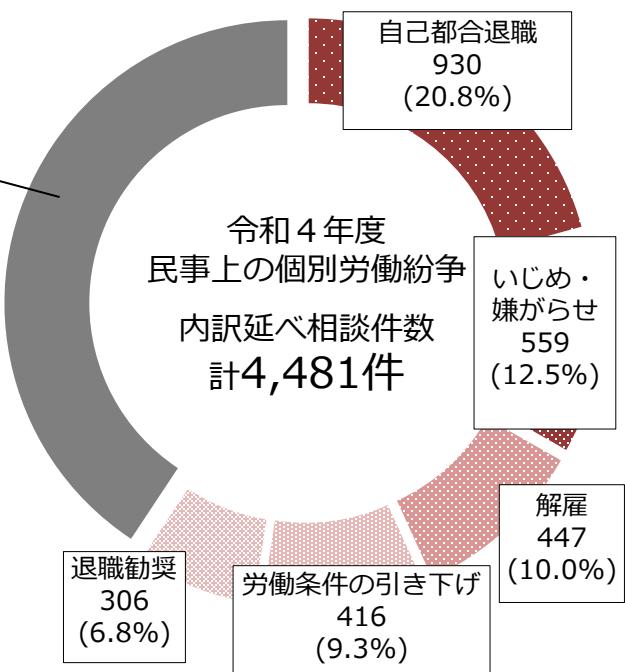
## 1 総合労働相談

### (1) 相談件数の推移 (10年間)



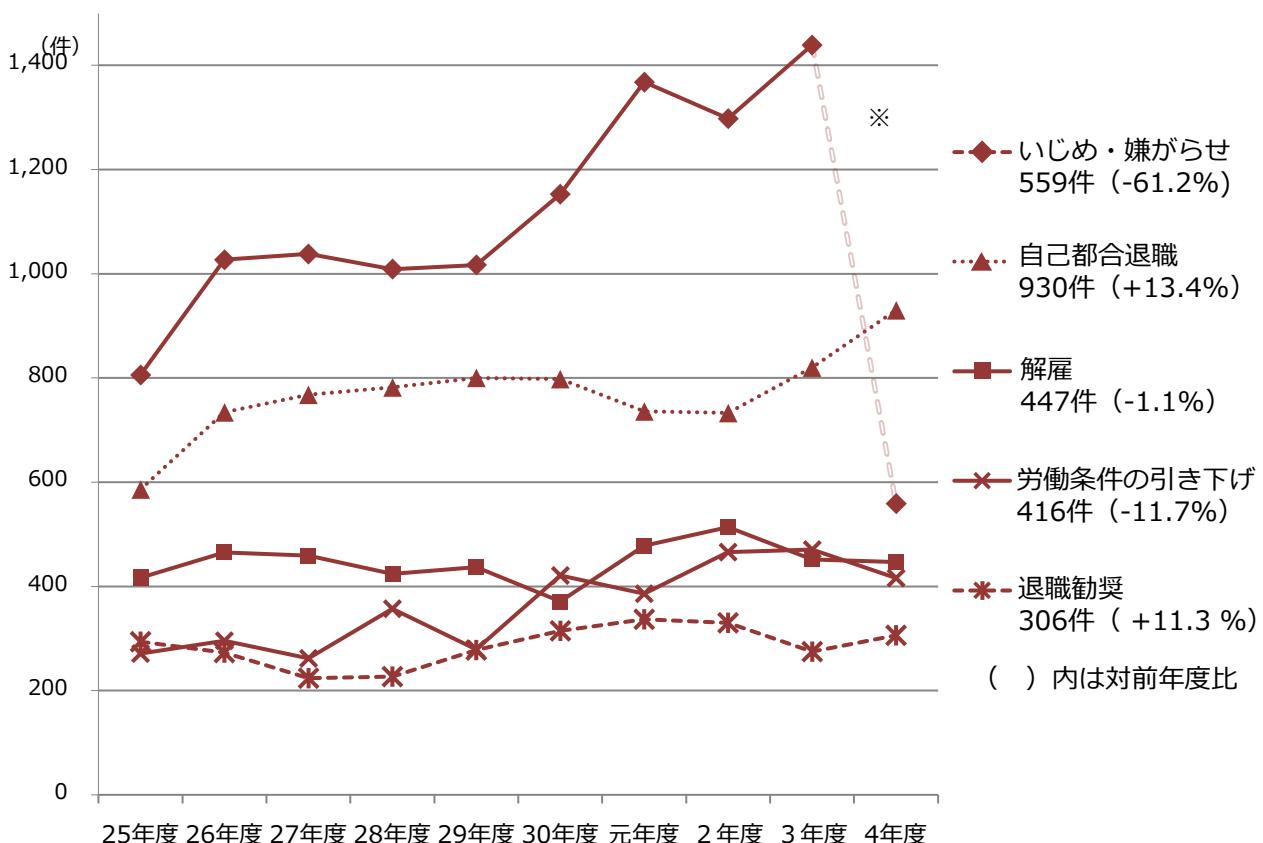
### (2) 民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数

ほか 計1,823		
雇い止め	179	(4.0%)
出向・配置転換	175	(3.9%)
賠償	123	(2.7%)
懲戒	69	(1.5%)
募集・採用	36	(0.8%)
その他の労働条件	683	(15.2%)
その他	558	(12.5%)



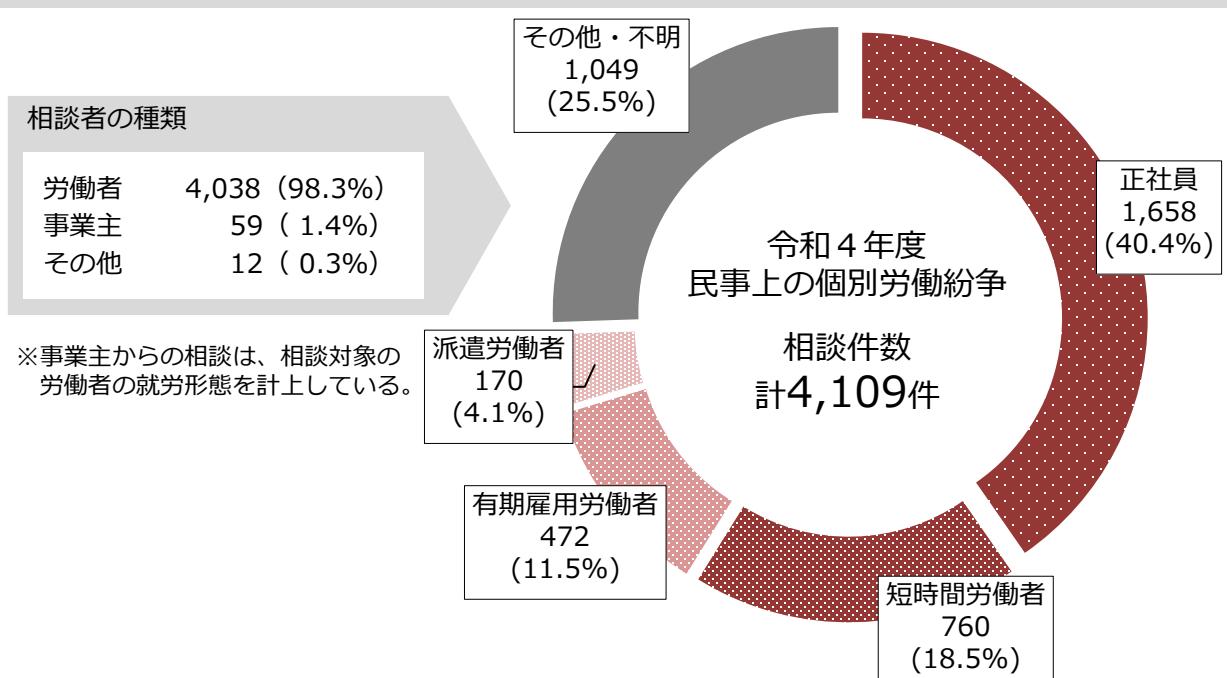
※ ( ) 内は、内訳延べ相談件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は、100%にならないことがある。なお、内訳延べ相談件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。

### (3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10年間）



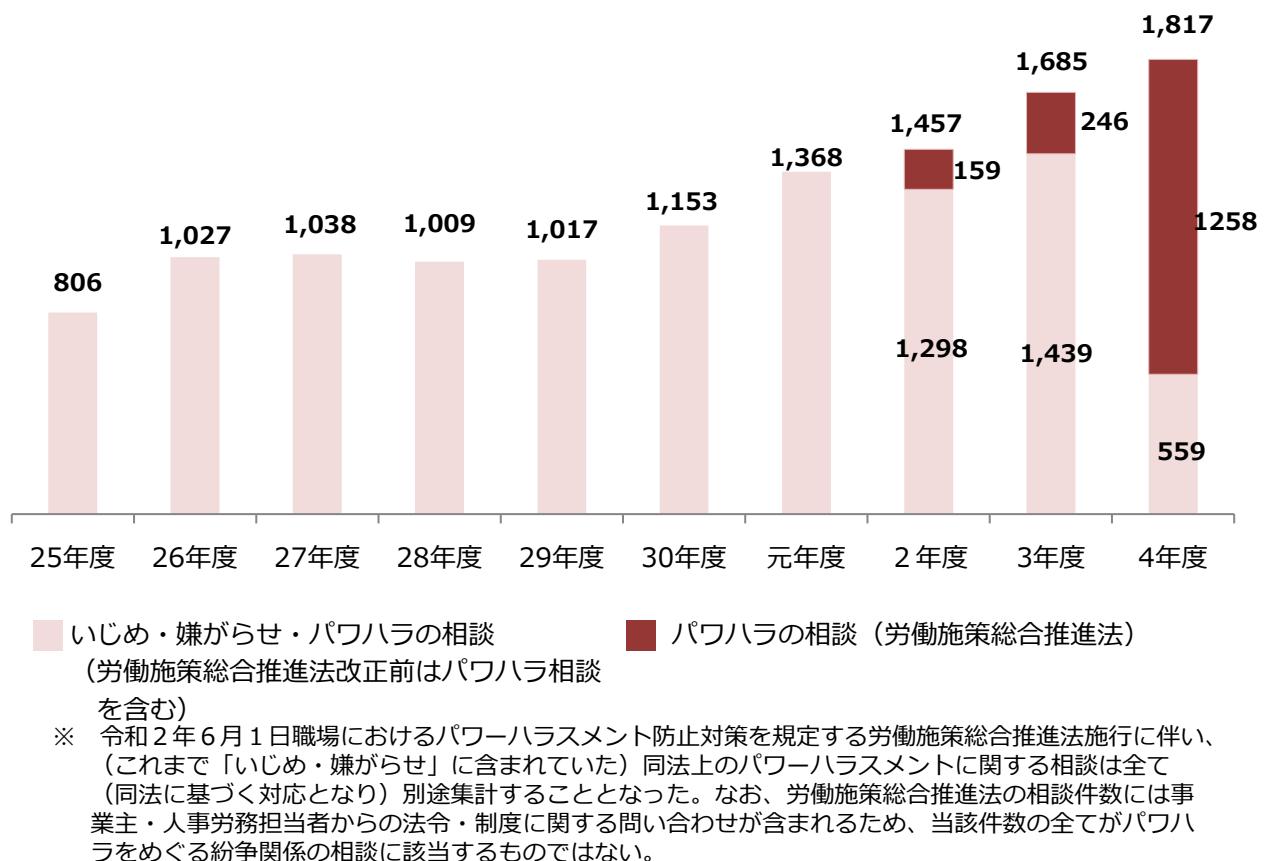
※ 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、（これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた）同法上のパワーハラスメントに関する相談は全て（同法に基づく対応となり）別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に大きな差異がある。労働施策総合推進法に関する相談件数は、P10を参照。

### (4) 民事上の個別労働紛争 | 就労形態別の件数



※ ( ) 内は合計件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

## (5) いじめ・嫌がらせ・パワハラの相談件数推移（10年間）



**【参考】第1表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（相談内容別）**

	解雇	雇い止め	退職勧奨	自己都合退職	出向・配置転換	労働条件の引き下げ	その他の労働条件	いじめ・嫌がらせ	賠償	その他	内訳延べ件数
25年度	417	99	294	586	110	271	783	806	172	500	4038
	10.3	2.5	7.3	14.5	2.7	6.7	19.4	20.0	4.3	12.4	100
26年度	465	119	273	734	116	296	1112	1027	168	541	4851
	9.6	2.5	5.6	15.1	2.4	6.1	22.9	21.2	3.5	11.2	100
27年度	453	96	224	768	118	262	1051	1038	190	627	4827
	9.4	2.0	4.6	15.9	2.4	5.4	21.8	21.5	3.9	13.0	100
28年度	424	172	227	782	124	357	1015	1009	173	453	4736
	9.0	3.6	4.8	16.5	2.6	7.5	21.4	21.3	3.7	9.6	100
29年度	437	110	278	800	142	279	1076	1017	167	395	4701
	9.3	2.3	5.9	17.0	3.0	5.9	22.9	21.6	3.6	8.4	100
30年度	371	110	315	798	142	421	1197	1153	15	433	5075
	7.3	2.2	6.2	15.7	2.8	8.3	23.6	22.7	2.7	8.5	100
元年度	489	153	337	736	139	386	1209	1368	125	548	5479
	8.7	2.8	6.2	13.4	2.5	7.0	22.1	25.0	2.3	10.0	100
2年度	514	192	330	733	183	466	1267	1298	104	695	5782
	8.9	3.3	5.7	12.7	3.2	8.1	21.9	22.4	1.8	12.0	100
3年度	452	197	275	820	122	471	1257	1439	115	650	5798
	7.8	3.4	4.7	14.1	2.1	8.1	21.7	24.8	2.0	11.2	100
4年度	447	179	306	930	175	416	683	559	123	663	4481
	10.0	4.0	6.8	20.8	3.9	9.3	15.2	12.5	2.7	14.8	100

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が相談内容の内訳延べ件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。なお、内訳延べ件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。

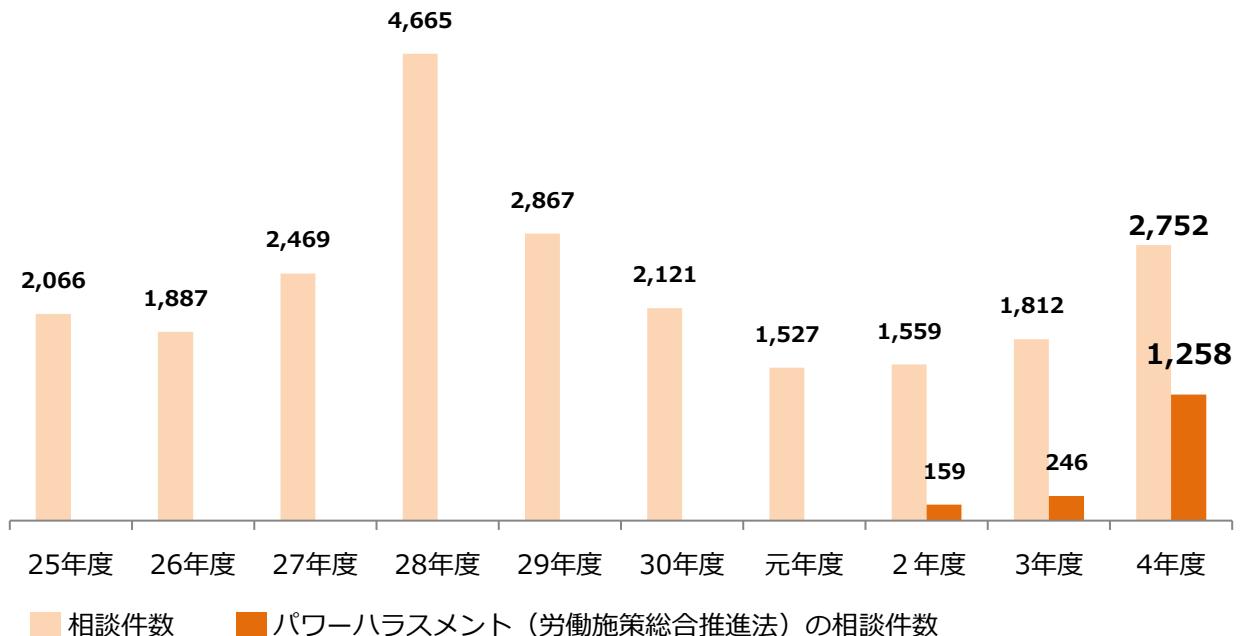
**【参考】第2表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（就労形態別）**

	正社員	短時間労働者	派遣労働者	有期雇用労働者	その他・不明	合計件数
25年度	858	357	55	278	1918	3466
	24.8	10.3	1.6	8.0	55.3	100
26年度	1035	410	101	337	2289	4172
	24.8	9.8	2.4	8.1	54.9	100
27年度	1002	361	97	286	2332	4078
	24.6	8.9	2.4	7.0	57.2	100
28年度	869	349	107	414	2470	4209
	20.6	8.3	2.5	9.8	58.7	100
29年度	896	369	113	303	2428	4109
	21.8	9.0	2.8	7.4	59.1	100
30年度	962	276	118	329	1279	4367
	22.0	6.3	2.7	7.5	62.8	100
元年度	904	378	140	308	2892	4622
	19.6	8.2	3.0	6.7	62.6	100
2年度	931	406	153	354	3042	4886
	19.1	8.3	3.1	7.2	62.3	100
3年度	1095	442	134	403	2979	5053
	21.7	8.7	2.7	8.0	59.0	100
4年度	1658	760	170	472	1049	4109
	40.4	18.5	4.1	11.5	25.5	100

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が合計件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

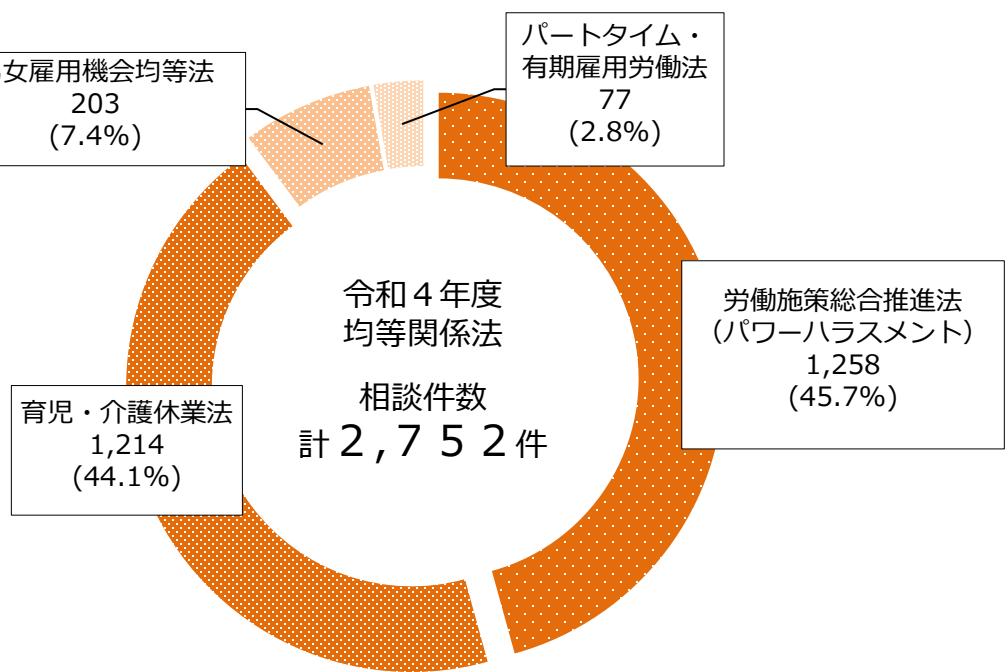
## 2 均等関係法の労働相談件数

### (1) 相談件数の推移 (10年間)



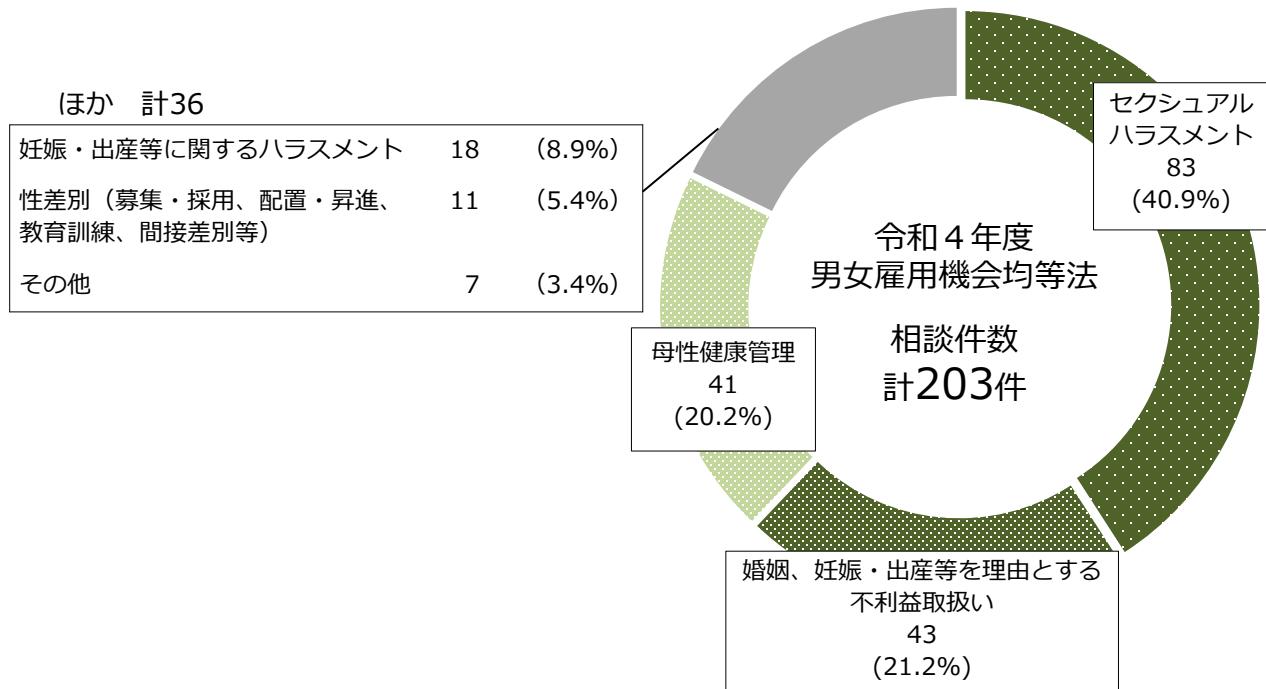
※ 令和2年6月1日職場におけるパワーハラスメント防止対策を規定する労働施策総合推進法施行

### (2) 均等関係法の相談内容別の件数



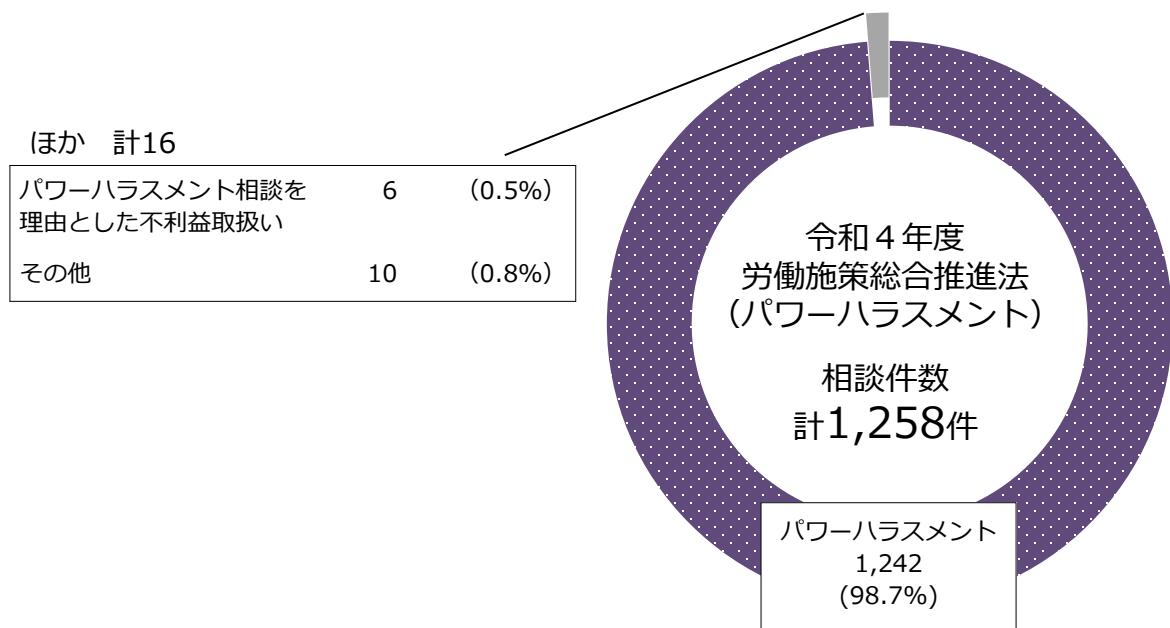
※ ( )内は、内訳延べ相談件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は、100%にならないことがある。なお、内訳延べ相談件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。

### (3) 男女雇用機会均等法の相談内容別の件数



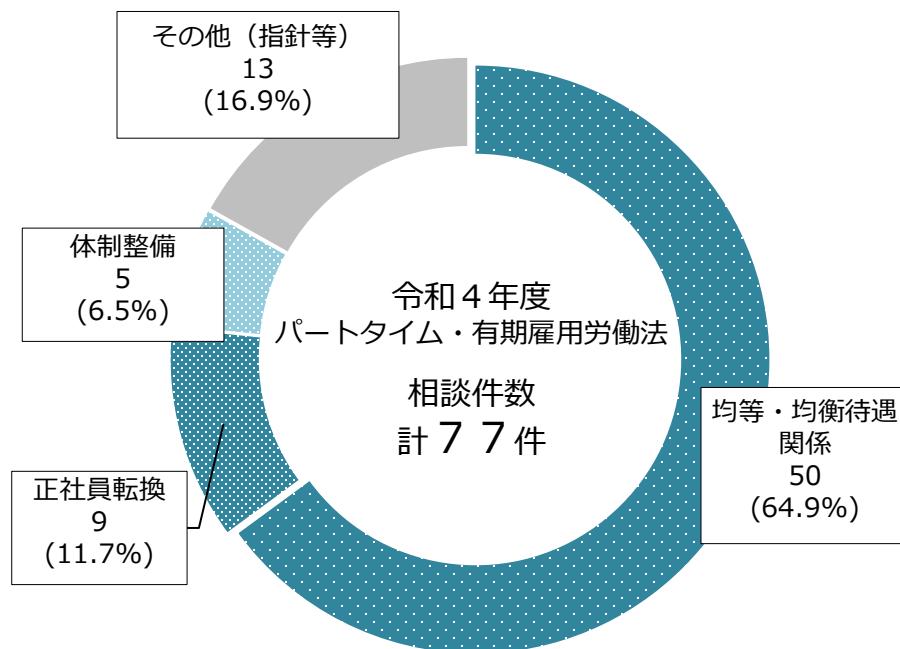
※ ( ) 内は、内訳延べ相談件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は、100%にならないことがある。なお、内訳延べ相談件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。

### (4) 労働施策総合推進法（パワーハラスメント）の相談の状況



※ ( ) 内は、内訳延べ相談件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は、100%にならないことがある。なお、内訳延べ相談件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。

## (5) パートタイム・有期雇用労働法の相談内容別の件数



※ ( ) 内は、内訳延べ相談件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は、100%にならないことがある。なお、内訳延べ相談件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。

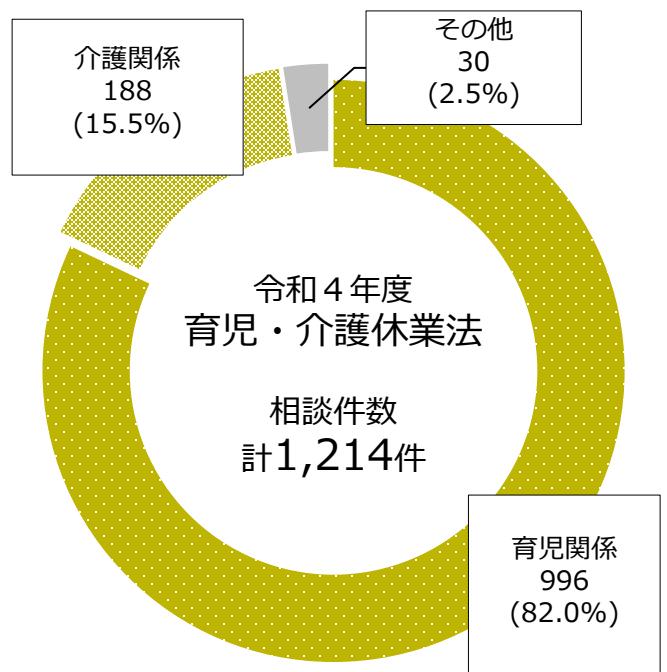
## (6) 育児・介護休業法の相談の状況（相談の内訳）

### 育児休業相談 合計996件

育児休業	703	(57.9%)
育児休業以外	199	(16.4%)
育児休業にかかる不利益取扱い	51	(4.2%)
育児休業以外に係る不利益取扱い	25	(2.1%)
育児休業等に関するハラスメント 防止措置	18	(1.5%)

### 介護休業相談 合計188件

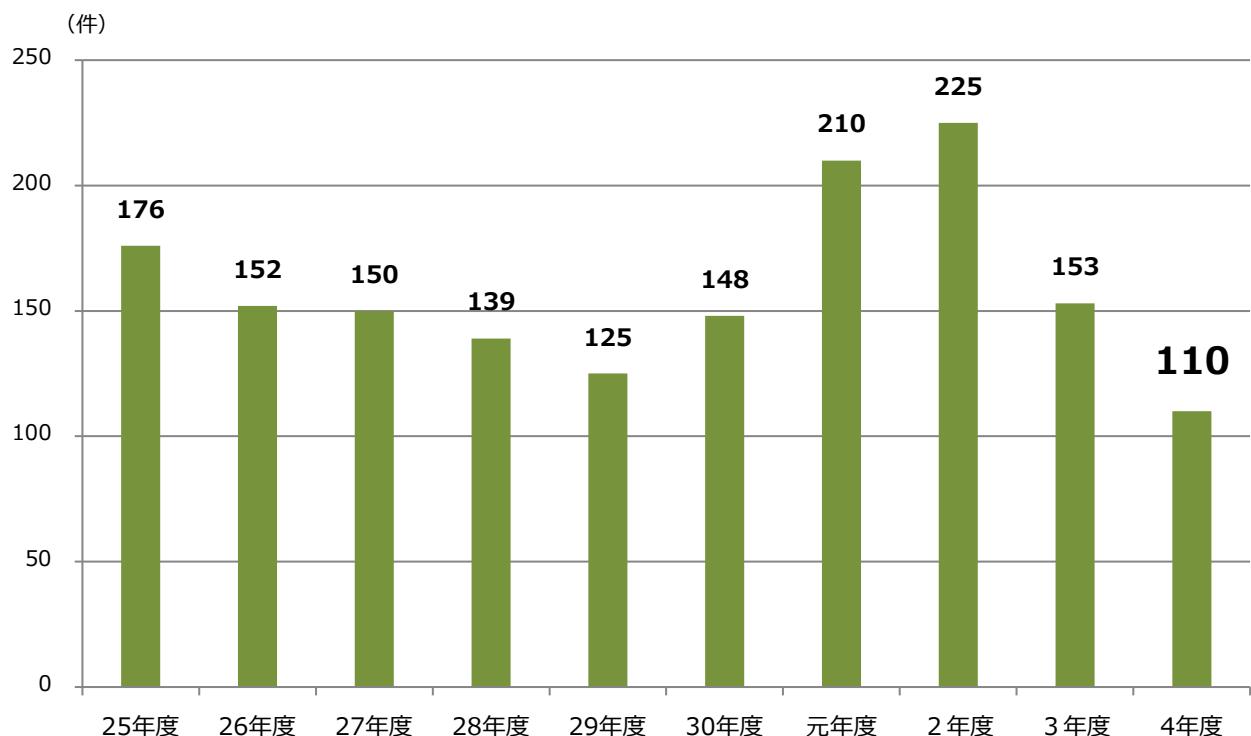
介護休業	110	(9.1%)
介護休業以外	60	(4.9%)
介護休業にかかる不利益取扱い	5	(0.4%)
介護休業以外に係る不利益取扱い	3	(0.2%)
介護休業等に関するハラスメント 防止措置	10	(0.8%)



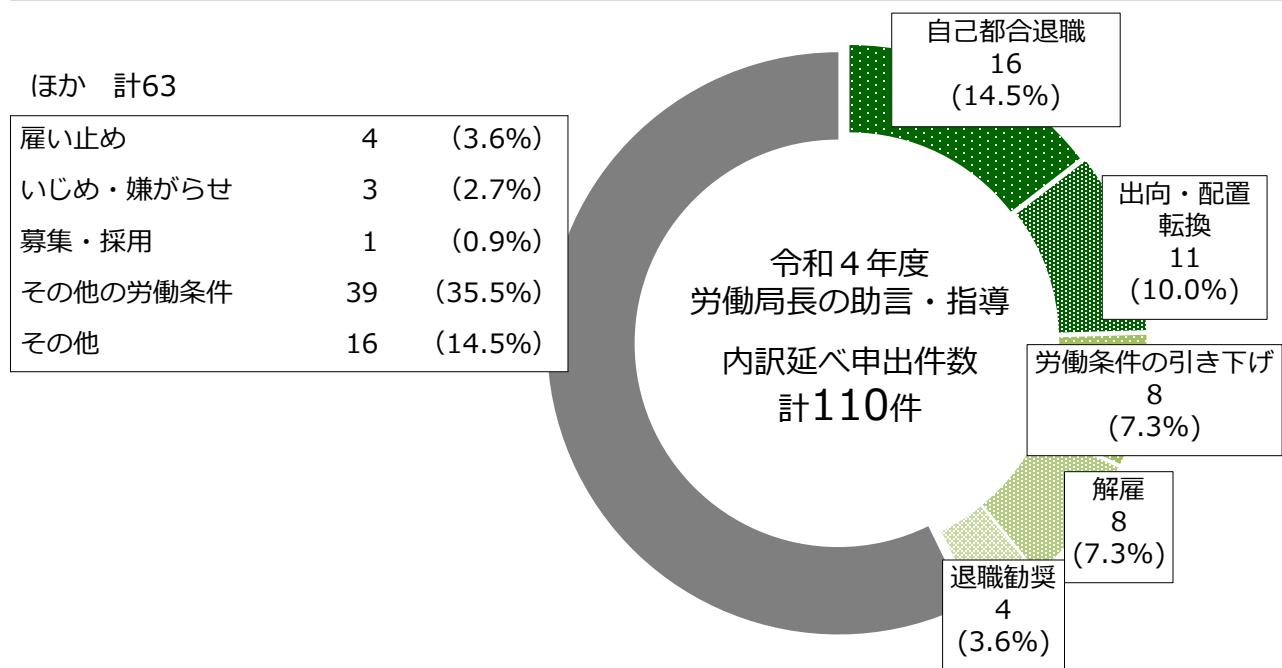
※ ( ) 内は、内訳延べ相談件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は、100%にならないことがある。なお、内訳延べ相談件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。

## 1 新潟労働局長による助言・指導

### (1) 申出件数の推移(10年間)

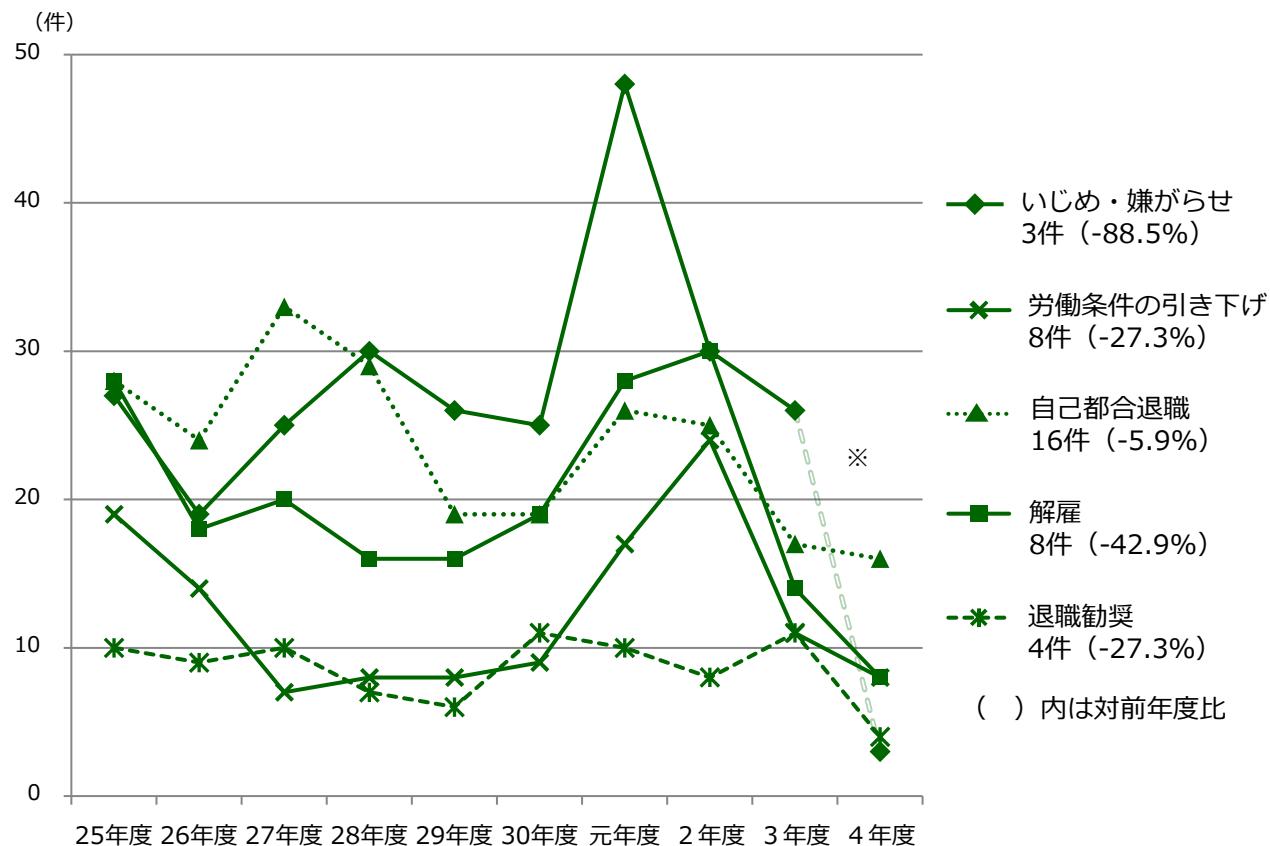


### (2) 申出内容別の件数



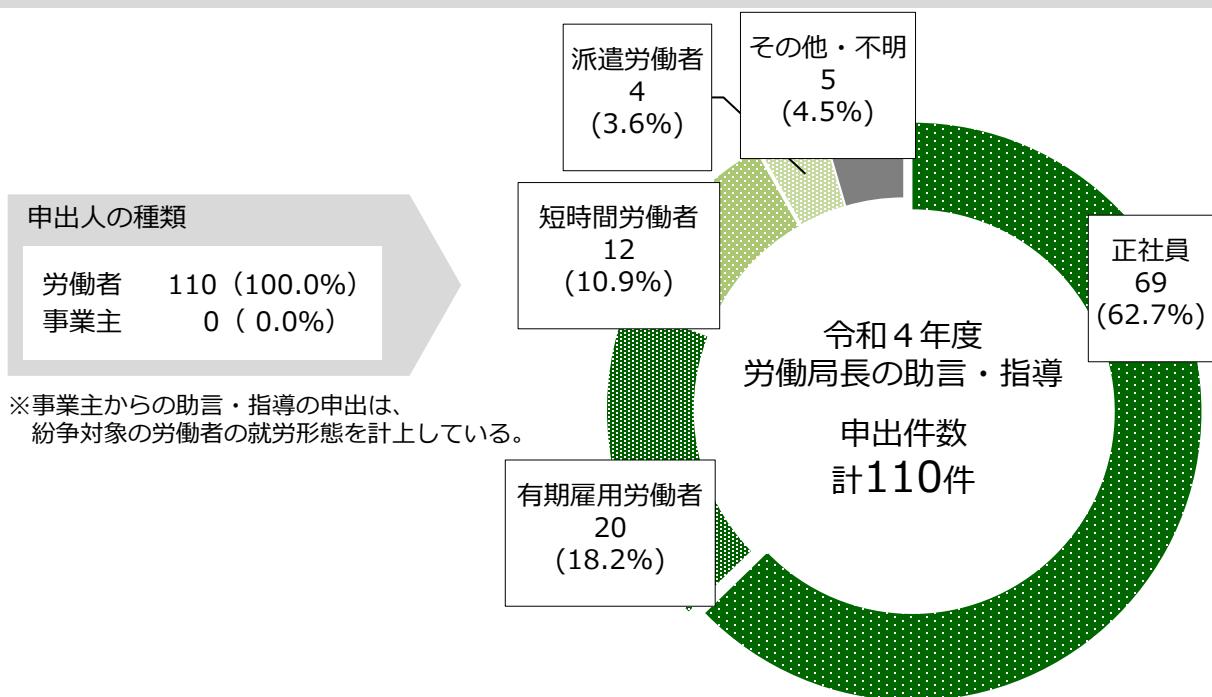
※ ( )内は内訳延べ申出件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。なお、内訳延べ申出件数は、1件の申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合に、複数の申出内容を件数として計上したもの。

### (3) 主な申出内容別の件数推移（10年間）



※ 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、（これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた）同法上のパワーハラスメントに関する紛争は全て（同法に基づく紛争解決援助の対象となり）別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に大きな差異がある。労働施策総合推進法に基づく援助申立件数は、P 20を参照。

### (4) 就労形態別の申出件数



※ ( )内は合計件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、合計は100%にならないことがある。

## (5) 助言・指導の流れと処理状況

※ ( ) 内は処理終了件数107件に占める比率

The diagram illustrates the process flow. On the left, a green box labeled '助言・指導の申出' (Assistance and Guidance Submission) has a large green arrow pointing right towards a central table. The table is divided into two main sections: '処理終了件数 107件' (Number of completed cases 107) at the top, and a detailed breakdown below it.

処理終了件数 107件		うち1か月以内に処理 107件 (100.0%)	
助言・指導の実施	取り下げ	打ち切り	その他
103件 (96.2%)	2件 (1.9%)	2件 (1.9%)	0件 (0.0%)

### 【参考】第3表 助言・指導申出件数の推移（申出内容別）

	解雇	雇い止め	退職勧奨	自己都合退職	出向・配置転換	労働条件の引き下げ	その他の労働条件	いじめ・嫌がらせ	その他	内訳延べ件数
25年度	28 14.7	4 2.1	10 5.3	28 14.7	8 4.2	19 10.0	37 19.5	27 14.2	29 15.3	190 100
26年度	18 10.4	9 5.2	9 5.2	24 13.9	7 4.0	14 8.1	46 26.6	19 11.0	27 15.6	173 100
27年度	20 11.8	4 2.4	10 5.9	33 19.4	7 4.1	7 4.1	32 18.8	25 14.7	32 18.8	170 100
28年度	16 10.7	3 2.0	7 4.7	29 19.5	8 5.4	8 5.4	35 23.5	30 20.1	13 8.7	149 100
29年度	16 11.9	6 4.4	6 4.4	19 14.1	7 5.2	8 5.9	34 25.2	26 19.3	13 9.6	135 100
30年度	19 11.5	8 4.8	11 6.7	19 11.5	9 5.5	9 5.5	49 29.7	25 15.2	16 9.7	165 100
元年度	28 12.4	5 2.2	10 4.4	26 11.6	6 2.7	17 7.6	62 27.6	48 21.3	23 10.2	225 100
2年度	30 12.5	11 4.6	8 3.3	25 10.4	10 4.2	24 10.0	54 22.5	30 12.5	48 20.0	240 100
3年度	14 8.0	11 6.3	11 6.3	17 9.8	9 5.2	11 6.3	43 24.7	26 14.9	32 18.4	174 100
4年度	8 7.3	4 3.6	4 3.6	16 14.5	11 10.0	8 7.3	39 35.5	3 2.7	17 15.5	110 100

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が申出内容の内訳延べ件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。なお、内訳延べ件数は、1回の申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合に、複数の申出内容を件数として計上したもの。

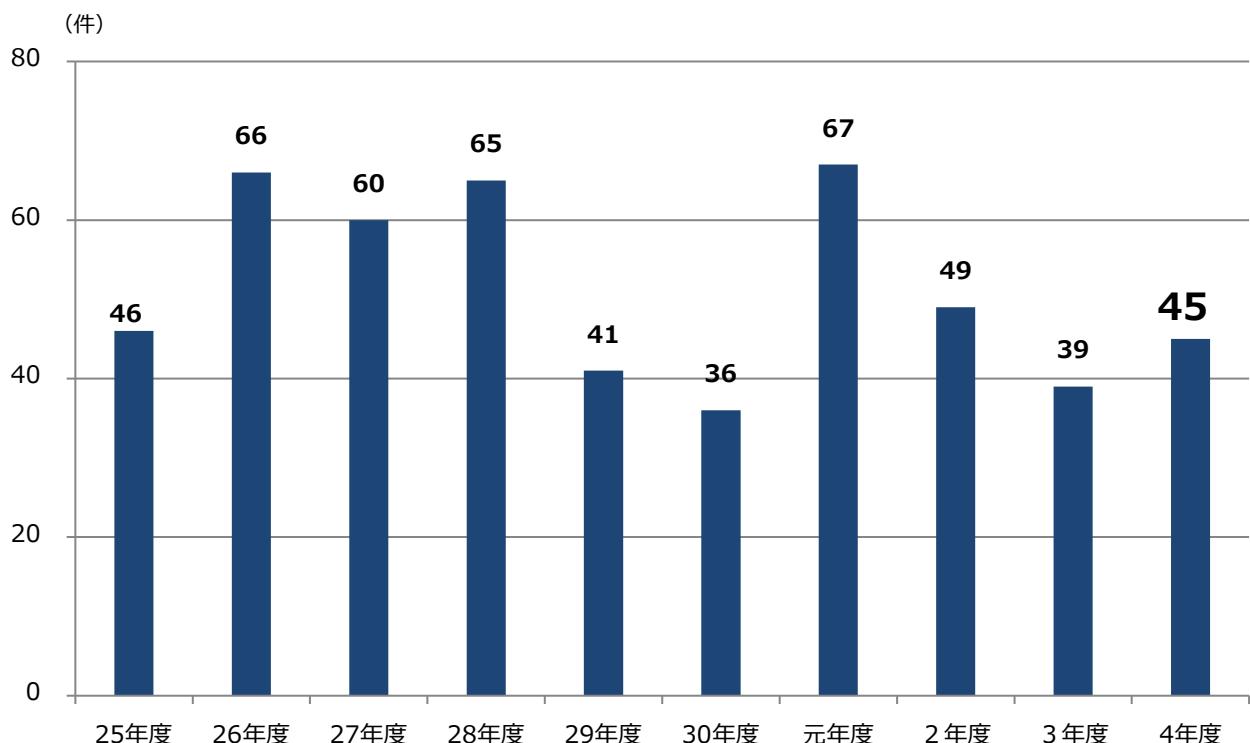
### 【参考】第4表 助言・指導申出件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間労働者	派遣労働者	有期雇用労働者	その他・不明	合計件数
25年度	96 54.5	39 22.2	7 4.0	23 13.1	11 6.3	176 100
26年度	71 46.7	34 22.4	9 5.9	28 18.4	10 6.6	152 100
27年度	84 56.0	23 15.3	8 5.3	32 21.3	3 2.0	150 100
28年度	63 45.3	30 21.6	10 7.2	31 22.3	5 3.6	139 100
29年度	64 51.2	23 18.4	5 4.0	28 22.4	5 4.0	125 100
30年度	95 64.2	21 14.2	6 4.1	23 15.5	3 2.0	148 100
元年度	125 59.5	27 12.9	10 4.8	41 19.5	7 3.3	210 100
2年度	114 50.7	32 14.2	16 7.1	44 19.6	19 8.4	225 100
3年度	80 52.3	19 12.4	12 7.8	34 22.2	8 5.2	153 100
4年度	69 62.7	12 10.9	4 3.6	20 18.2	5 4.5	110 100

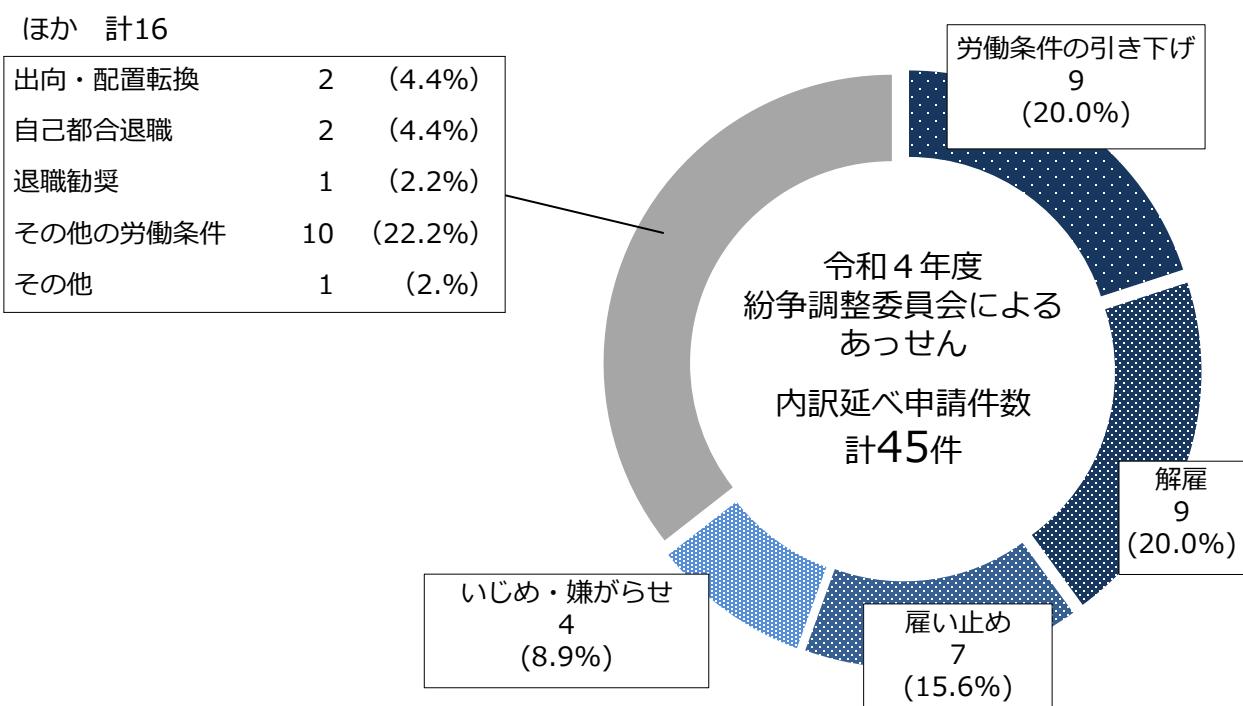
※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が合計件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

## 2 紛争調整委員会によるあっせん

### (1) 申請件数の推移 (10年間)

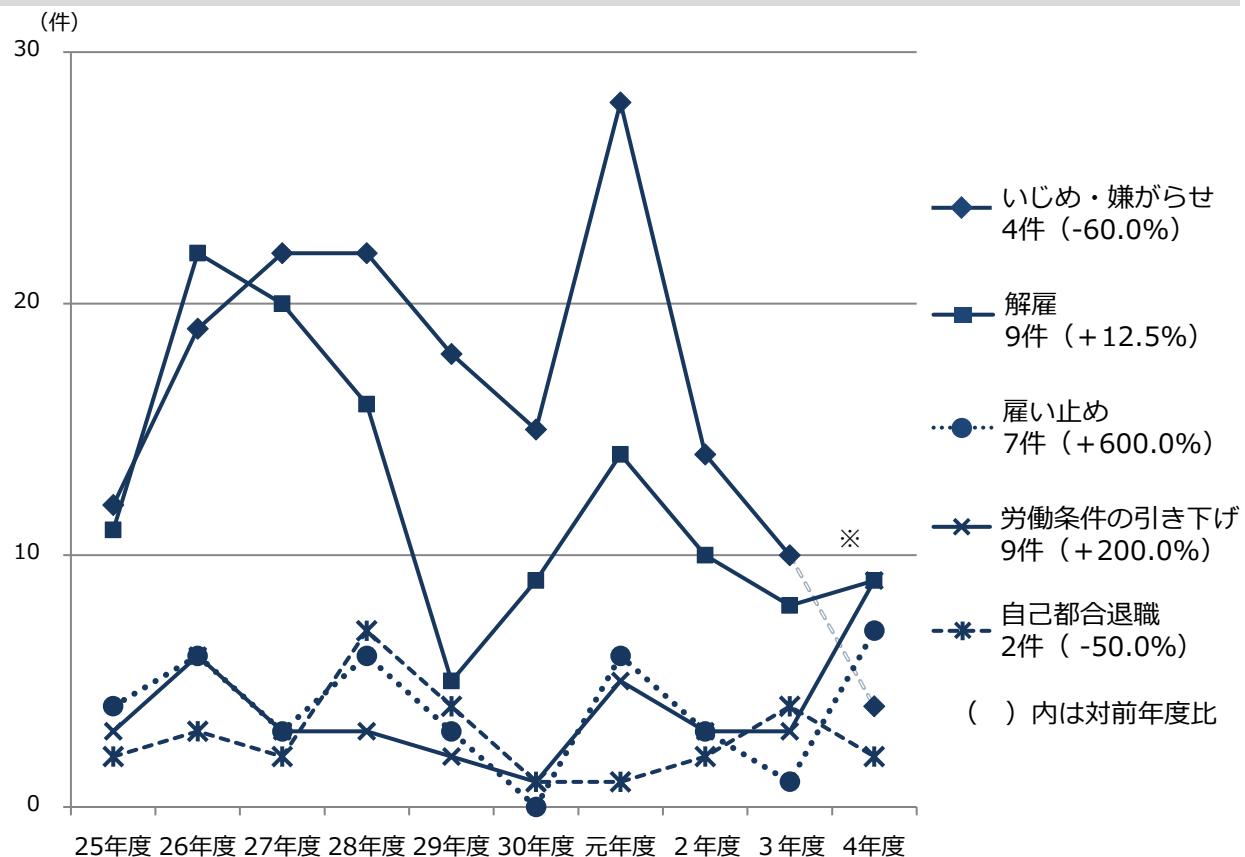


### (2) 申請内容別の件数



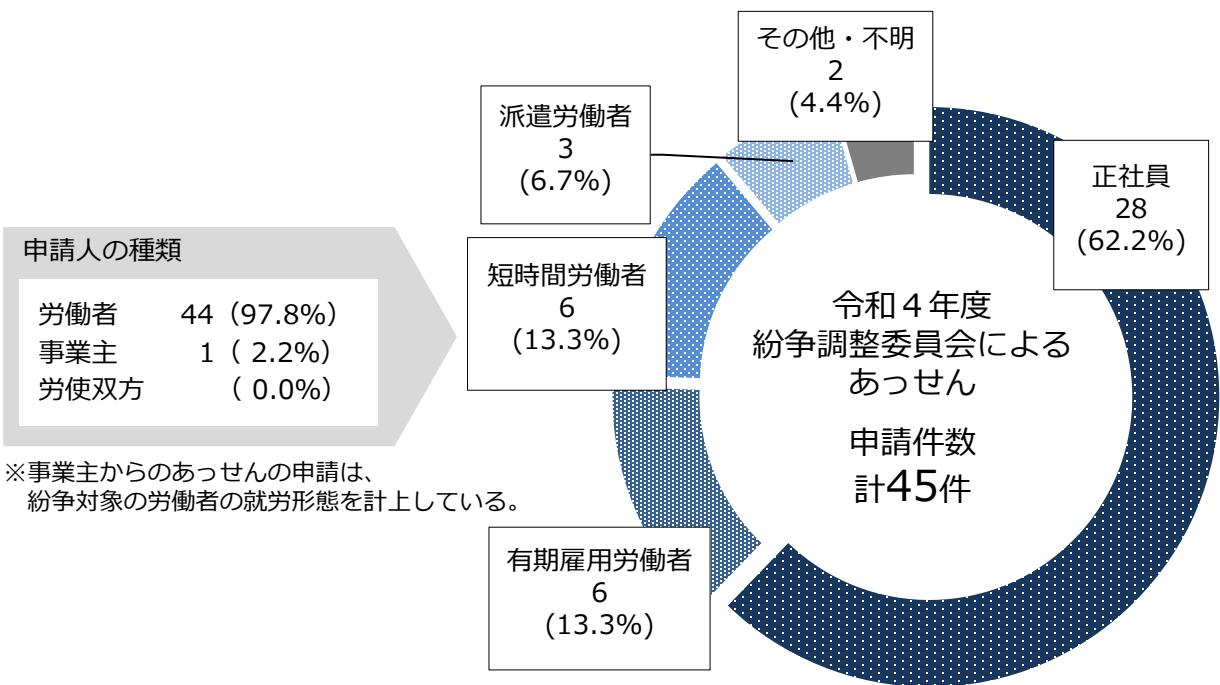
※ ( )内は内訳延べ申請件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。なお、内訳延べ申請件数は、1件の申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合に、複数の申請内容を件数として計上したもの。

### (3) 主な申請内容別の件数推移（10年間）



※ 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、（これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた）同法上のパワーハラスメントに関する紛争は全て（同法に基づく調停の対象となり）別途集計することになったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に大きな差異がある。労働施策総合推進法に基づく調停申請受理件数は、P 20を参照。

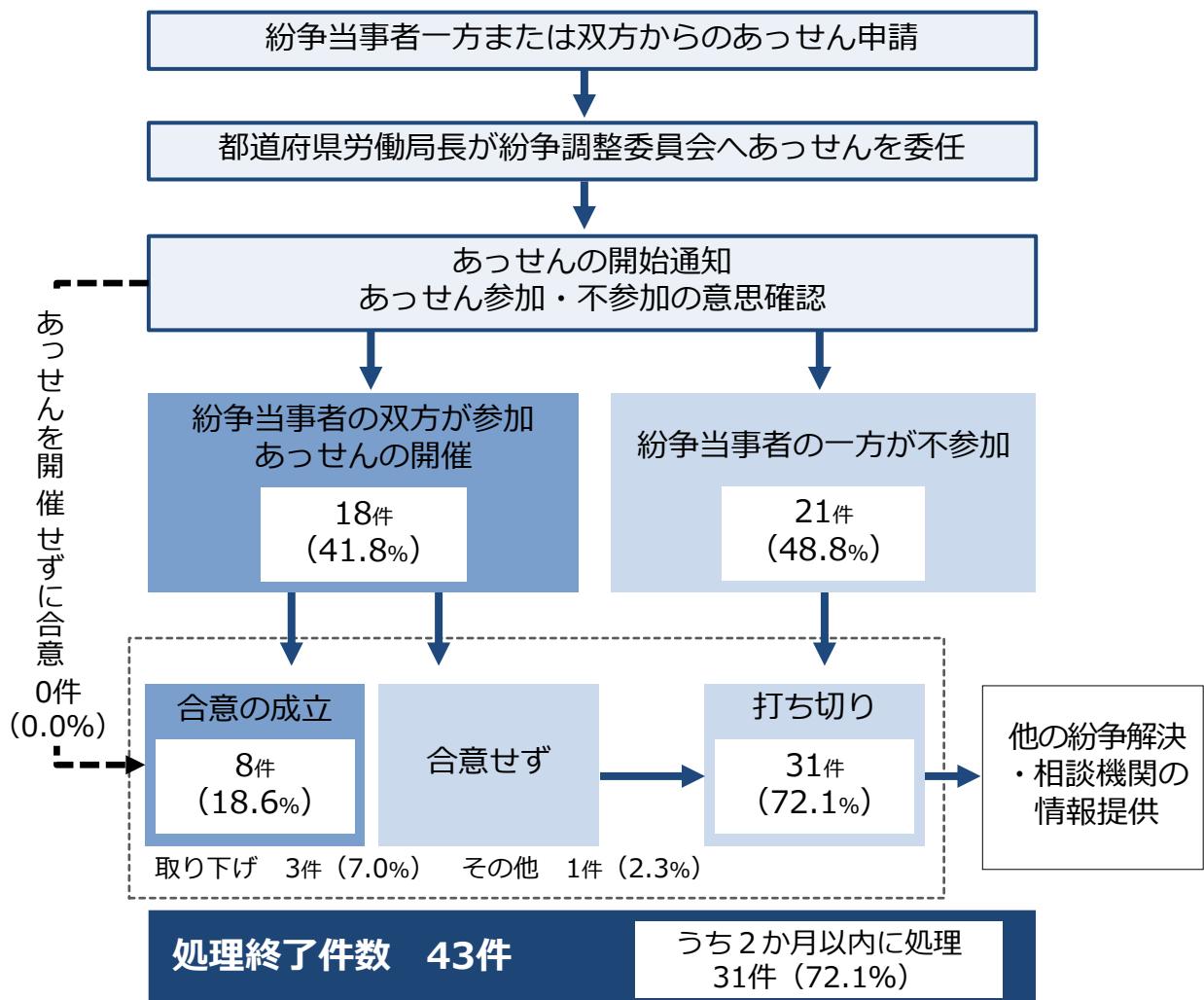
### (4) 就労形態別の申請件数



※ ( )内は合計件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計が100%にならないことがある。

## (5) あっせん手続きの流れと処理状況

※ ( ) 内は処理終了件数43件に占める割合



【参考】第5表 紛争当事者双方のあっせん参加率の推移（10年間）

■ 紛争当事者双方のあっせん参加件数／処理終了件数

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
46.5%	71.6%	55.4%	57.4%	63.6%	63.9%	66.1%	51.0%	46.3%	41.8%

【参考】第6表 あっせんにおける合意率の推移（10年間）

■ 合意成立件数／処理終了件数

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
30.2%	40.3%	37.5%	33.8%	25.0%	27.8%	30.6%	33.3%	24.3%	18.6%

■ あっせん開催による合意成立件数／紛争当事者双方のあっせん参加件数

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
65.0%	56.3%	67.7%	59.0%	39.3%	43.4%	46.3%	65.4%	52.6%	44.4%

**【参考】第7表 あつせん申請件数の推移（申請内容別）**

	解雇	雇い止め	退職勧奨	自己都合退職	出向・配置転換	労働条件の引き下げ	その他の労働条件	いじめ・嫌がらせ	その他	内訳延べ件数
25年度	11	4	2	2	2	3	4	12	12	52
	21.2	7.7	3.8	3.8	3.8	5.8	7.7	23.1	23.1	100
26年度	22	6	2	3	0	6	9	19	3	70
	31.4	8.6	2.9	4.3	0.0	8.6	12.9	27.1	4.3	100
27年度	20	3	3	2	0	3	8	22	10	71
	28.2	4.2	4.2	2.8	0.0	4.2	11.3	31.0	14.1	100
28年度	16	6	3	7	1	3	9	22	1	68
	23.5	8.8	4.4	10.3	1.5	4.4	13.2	32.4	1.5	100
29年度	5	3	0	4	4	2	2	18	7	45
	11.1	6.7	0.0	8.9	8.9	4.4	4.4	40.0	15.6	100
30年度	9	0	1	1	1	1	8	15	3	39
	23.1	0.0	2.6	2.6	2.6	2.6	20.5	38.5	7.7	100
元年度	14	6	0	1	2	5	8	28	16	80
	17.5	7.5	0.0	1.3	2.5	6.3	10.0	35.0	20.0	100
2年度	10	3	2	2	1	3	10	14	10	55
	18.2	5.5	3.6	3.6	1.8	5.5	18.2	25.5	18.2	100
3年度	8	1	3	4	2	3	6	10	5	42
	19.0	2.4	7.1	9.5	4.8	7.1	14.3	23.8	11.9	100
4年度	9	7	1	2	2	9	10	4	1	45
	20.0	15.6	2.2	4.4	4.4	20.0	22.2	8.9	2.2	100

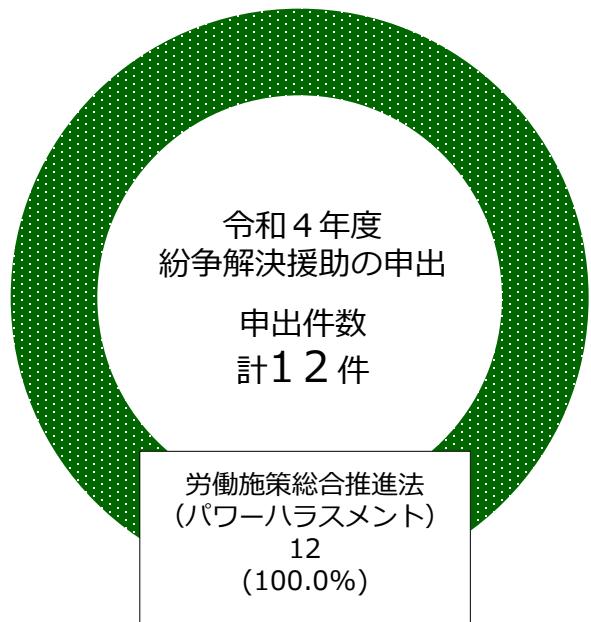
※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が申請内容の内訳延べ件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。なお、内訳延べ件数は、1件の申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合に、複数の申請内容を件数として計上したもの。

**【参考】第8表 あつせん申請件数の推移（就労形態別）**

	正社員	短時間労働者	派遣労働者	有期雇用労働者	その他・不明	合計件数
25年度	22	9	0	11	4	46
	47.8	19.6	0.0	23.9	8.7	100
26年度	32	11	1	18	4	66
	48.5	16.7	1.5	27.3	6.1	100
27年度	36	4	4	9	7	60
	60.0	6.7	6.7	15.0	11.7	100
28年度	34	5	2	15	9	65
	52.3	7.7	3.1	23.1	13.8	100
29年度	20	4	3	8	6	41
	48.8	9.8	7.3	19.5	14.6	100
30年度	17	4	5	5	5	36
	47.2	11.1	13.9	13.9	13.9	100
元年度	29	9	5	11	13	67
	43.3	13.4	7.5	16.4	19.4	100
2年度	25	11	4	5	4	49
	51.0	22.4	8.2	10.2	8.2	100
3年度	16	7	1	10	5	39
	41.0	17.9	2.6	25.6	12.8	100
4年度	28	6	3	6	2	45
	62.2	13.3	6.7	13.3	4.4	100

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が合計件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

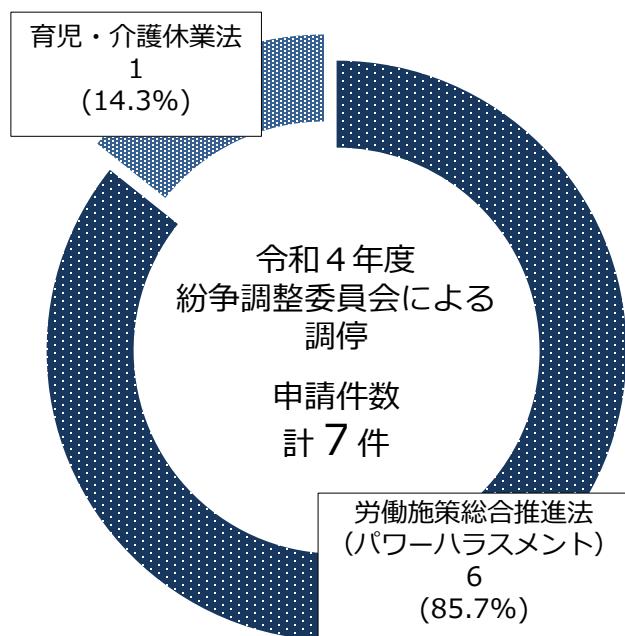
## (1) 新潟労働局長による紛争解決の援助の申出件数



## 「都道府県労働局長による紛争解決の援助」

都道府県労働局長が、労働者と事業主との間の紛争を法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ法の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより紛争の解決を図る制度（関係法令：男女雇用機会均等法第17条、労働施策総合推進法第30条の5、パートタイム・有期雇用労働法第24条、育児・介護休業法第52条の4）

## (2) 調停会議による調停申請件数



## 「調停会議による調停」

紛争当事者である労働者と事業主との間に第三者（調停委員）が関与し、当事者双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争を解決する制度（関係法令：男女雇用機会均等法第18条、労働施策総合推進法第30条の6、パートタイム・有期雇用労働法第25条、育児・介護休業法第52条の5）

# 4 令和4年度個別労働紛争解決制度 総括表

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談 17834件				
①相談者の種類				
労働者	10244件 ( 57.4%)	事業主	4621件 ( 25.9%)	その他 2969件 ( 16.6%)
相談者のうち、外国人	27件 ( 0.2%)	外国人のうち、技能実習生	5件 ( 0.0%)	
②相談の内訳			※ 内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が	20092 件になる。
法制度の問い合わせ	12404件 ( 61.7%)	労働基準法等の違反の 疑いがあるもの	2449件 ( 12.2%)	
民事上の個別労働相談	4109件 ( 20.5%)	その他	1130件 ( 5.6%)	
2. 民事上の個別労働紛争に関する相談の件数 4109件				
①相談者の種類				
労働者	4038件 ( 98.3%)	事業主	59件 ( 1.4%)	その他 12件 ( 0.3%)
②労働者の就労状況				
正社員	1658件 ( 40.4%)	短時間労働者	760件 ( 18.5%)	派遣労働者 170件 ( 4.1%)
有期雇用労働者	472件 ( 11.5%)	その他・不明	1049件 ( 25.5%)	
③紛争の内容			※ 内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が	4481 件になる。
普通解雇	369件 ( 8.2%)	整理解雇	20件 ( 0.4%)	懲戒解雇 58件 ( 1.3%)
雇い止め	179件 ( 4.0%)	退職勧奨	306件 ( 6.8%)	採用内定取り消し 13件 ( 0.3%)
自己都合退職	930件 ( 20.8%)	出向・配置転換	175件 ( 3.9%)	労働条件の 引き下げ 416件 ( 9.3%)
その他の労働条件	683件 ( 15.2%)	いじめ・嫌がらせ	559件 ( 12.5%)	雇用管理等 4件 ( 0.1%)
募集・採用	36件 ( 0.8%)	その他	733件 ( 16.4%)	
3. 都道府県労働局長による助言・指導の件数				
(1)申出件数	110件			
①申出人の種類				
労働者	110件 ( 100.0%)	事業主	0件 ( 0.0%)	
②労働者の就労状況				
正社員	69件 ( 62.7%)	短時間労働者	12件 ( 10.9%)	派遣労働者 4件 ( 3.6%)
有期雇用労働者	20件 ( 18.2%)	その他・不明	5件 ( 4.5%)	
③紛争の内容			※ 内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が	110 件になる。
普通解雇	7件 ( 6.4%)	整理解雇	0件 ( 0.4%)	懲戒解雇 1件 ( 0.9%)
雇い止め	4件 ( 3.6%)	退職勧奨	4件 ( 3.6%)	採用内定取り消し 0件 ( 0.0%)
自己都合退職	16件 ( 14.5%)	出向・配置転換	11件 ( 10.0%)	労働条件の 引き下げ 8件 ( 7.3%)
その他の労働条件	39件 ( 35.5%)	いじめ・嫌がらせ	3件 ( 2.7%)	雇用管理等 0件 ( 0.0%)
募集・採用	1件 ( 0.9%)	その他	16件 ( 14.5%)	
(2)処理件数	107件			
①処理の区分				
助言を実施	103件 ( 96.3%)	指導を実施	0件 ( 0.0%)	
取り下げ	2件 ( 1.9%)	打ち切り	2件 ( 1.9%)	その他 0件 ( 0.0%)
②処理の期間				
1か月以内	107件 ( 100.0%)	1ヶ月を超えて 2か月以内	0件 ( 0.0%)	2か月超 0件 ( 0.0%)

#### 4.紛争調整委員会によるあっせんの件数

##### (1)申請件数

45件

###### ①申請人の種類

労働者	44件 ( 97.8%)	事業主	1件 ( 2.2%)	労使双方	0件 ( 0.0%)
-----	-----------------	-----	---------------	------	---------------

###### ②労働者の就労状況

正社員	28件 ( 62.2%)	短時間労働者	6件 ( 13.3%)	派遣労働者	3件 ( 6.7%)
有期雇用労働者	6件 ( 13.3%)	その他・不明	2件 ( 4.4%)		

###### ③紛争の内容

※ 内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が 45 件になる。

普通解雇	9件 ( 20.0%)	整理解雇	0件 ( 0.0%)	懲戒解雇	0件 ( 0.0%)
雇い止め	7件 ( 15.6%)	退職勧奨	1件 ( 2.2%)	採用内定取り消し	0件 ( 0.0%)
自己都合退職	2件 ( 4.4%)	出向・配置転換	2件 ( 4.4%)	労働条件の引き下げ	9件 ( 20.0%)
その他の労働条件	10件 ( 22.2%)	いじめ・嫌がらせ	4件 ( 8.9%)	雇用管理等	0件 ( 0.0%)
その他	1件 ( 2.2%)				

##### (2)処理件数

43件

(うち、当事者双方があっせんに参加し、あっせんを開催したもの 18件)

###### ①処理の区分

当事者間の合意の成立	8件 ( 18.6%)	うちあっせんを開催せずに合意したもの	0件 ( 0.0%)
申請の取り下げ	3件 ( 7.0%)	その他	1件 ( 2.3%)
打ち切り	31件 ( 72.1%)	うち不参加による打ち切り	21件 ( 48.8%)

###### ②処理の期間

1か月以内	17件 ( 39.5%)	1ヶ月を超えて 2か月以内	14件 ( 32.6%)	2か月超	12件 ( 27.9%)
-------	-----------------	------------------	-----------------	------	-----------------

※ ( )内は各合計件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

## 助言・指導の例

事例1	自己都合退職に関する助言・指導
事案の概要	<p>申出人（短時間労働者（学生アルバイト））は、事業主に退職の意思を伝えたものの、人手不足を理由に慰留された。そこで、労働局に相談の上、退職日を2週間後と定めた退職届を提出したが、事業主から「次のアルバイトが決まるまでは勤務して欲しい」と言われ、退職届の受け取りを拒否された。</p> <p>申出人は、<u>トラブルなく円満に退職できるよう援助して欲しい</u>として、助言・指導を申し出たもの。</p>
助言・指導の内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業主に対し、<u>民法第627条に基づき、期間の定めがない雇用契約は、原則として退職の申し入れから2週間を経過することによって終了する旨を説明</u>し、申出人の希望する日を契約終了日とすることで紛争の解決を図るよう助言を行った。 参考：<a href="https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/">https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/</a></li> <li>● 助言に基づき、事業主は、申出人が退職届に記載した退職日をもって雇用契約を終了することで申出人と合意した。</li> </ul>
事例2	解雇に関する助言・指導
事案の概要	<p>申出人（正社員）は、特定の2日間を休日にすることを申し出て仕事を休んだところ、事業主から「明日から来なくていい」と解雇を通知された。申出人は、事業主から「休みが取りにくい業務であるため、シフト上の休日の希望には柔軟に対応する」と説明されていたにもかかわらず、2日間休んだことを理由に解雇されることに納得できず、事業主に解雇の撤回を求めたが、受け入れられなかった。</p> <p>申出人は、<u>解雇の撤回と復職後の休日確保への配慮を求める</u>として、助言・指導を申し出たもの。</p>
助言・指導の内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業主に対し、<u>労働者を解雇する場合には、労働基準法第20条に基づき、少なくとも30日前の解雇の予告または解雇予告手当の支払いが必要であること、労働契約法第16条に基づき、客観的に合理的な理由と社会通念上の相当性が認められなければ解雇は無効となることを説明</u>し、解雇の撤回に向けて申出人と話し合うよう助言した。</li> <li>● 助言に基づき、紛争当事者間で話し合いが行われ、事業主は解雇を撤回するとともに、他の労働者も交えた話し合いを行い、休みの申請ルールを定めたほか、交代で休日が確保できるよう勤務シフトの改善に取り組んだ。</li> </ul>

事例 1	雇い止めに関するあっせん
事案の概要	<p>申請人（有期雇用労働者）は、機器の使い方など業務に必要な知識の習得機会が十分に与えられるよう改善を求めるとして、助言・指導を申し出たが、納得できる改善には至らなかった。その一方で、事業主から勤務態度等の改善について業務命令書を交付されたり、反省文の提出を複数回求められたりするようになり、ついには雇い止めを通知された。</p> <p>申請人は、<u>雇い止めが撤回されないのであれば、雇い止めによる経済的損失に対する補償金として、1年分の賃金相当額である240万円の支払いを求めたい</u>として、あっせんを申請したもの。</p>
あっせんのポイント・結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あっせん委員が事業主の主張を確認したところ、事業主は、申請人の入社以降、勤務態度や職務能力に関する指導を繰り返し行ったが改善されず、業務や職場秩序の維持に支障をきたしていたため、やむなく雇い止めを行ったものであるとして正当性を主張したが、紛争の早期解決のため、一定額の解決金を支払う用意がある旨申し出た。</li> <li>● これを受けて、あっせん委員が双方譲歩可能な解決策を調整した結果、<u>解決金として40万円</u>を支払うことで合意した。</li> </ul>
事例 2	解雇に関するあっせん
事案の概要	<p>申請人（正社員）は、能力不足を理由に事業主から突然辞めてほしいと告げられた。事業主から明確に解雇とは言われていないものの、退職勧奨に異論を唱えることができる状況にはなかつたため、事実上の解雇に当たるとして、解雇の理由を明らかにした解雇理由証明書の交付を求めたが、事業主は、申請人を解雇した事実はないとして応じなかつた。</p> <p>申請人は、事業主に対し、<u>解雇に伴う経済的損失に対する補償金として1年分の賃金相当額である550万円の支払いを求めたい</u>として、あっせんを申請したもの。</p>
あっせんのポイント・結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あっせん委員が事業主の主張を確認したところ、事業主は、申請人が退職勧奨に応じて自ら退職したのであって解雇ではない旨主張したが、紛争解決のため、一定額の解決金を支払う用意がある旨を申し出た。</li> <li>● これを受けて、あっせん委員が複数回にわたって粘り強く双方譲歩可能な解決策を調整した結果、<u>解決金として90万円</u>を支払うことで合意した。</li> </ul>

# 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

## 1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。

## 2 規定の概要

### (1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

### (2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止および自主的解決の促進のため、労働者または事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

### (3) 都道府県労働局長による助言および指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法に規定する労働争議に当たる紛争等を除く）に関し、当事者の双方または一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言または指導をすることができるものとする。

### (4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5・6・12・13条）

イ 都道府県労働局長は、前条に規定する個別労働関係紛争について、当事者の双方または一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

二 あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

### (5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者または事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言または指導をできるものとする。

# 雇用環境・均等室が所管する法律の概要

## 1 男女雇用機会均等法の概要

働く人が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮できる雇用環境を整備するために制定されました

- ①雇用における各ステージで性別を理由とする差別の禁止
- ②間接差別の禁止
- ③女性労働者に係る措置に関する特例
- ④婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
- ⑤セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント対策
- ⑥妊娠婦への母性健康管理措置
- ⑦ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する国の援助
- ⑧派遣先への適用

## 2 育児・介護休業法の概要

働く人が仕事と育児や介護を両立し雇用の継続が図られるよう雇用環境の整備のために制定されました。

- ①育児休業（育児）
- ②介護休業（介護）
- ③子の看護休暇（育児）
- ④介護休暇（介護）
- ⑤所定外労働・時間外労働の制限（育児・介護）
- ⑥深夜業の制限（育児・介護）
- ⑦所定労働時間短縮の措置（育児・介護）
- ⑧事業主が講ずべき措置（育児・介護）
- ⑨育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止（育児・介護）
- ⑩育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策（育児・介護）

## 3 パートタイム・有期雇用労働法の概要

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう制定されました。

- ①労働条件の文書交付義務
- ②均等・均衡待遇の確保の促進
- ③通常の労働者への転換の推進
- ④事業主が講ずる措置の内容等の説明義務
- ⑤相談のための体制の整備義務
- ⑥短時間・有期雇用管理者の選任

## 4 労働施策総合推進法（パワハラ防止対策の義務化）の概要

職場のパワーハラスメントは働く人が能力を十分に発揮することの妨げになると、企業にとっても職場秩序の乱れや人材の損失につながる問題であるため義務化されました。

- ①雇用管理上の措置の義務
- ②相談等を理由とする不利益取扱いの禁止

## 5 紛争解決援助制度

（男女雇用機会均等法第17条・第18条、育児・介護休業法第52条の4・5、パートタイム・有期雇用労働法第24条・第25条、労働施策総合推進法第30条の5・6）

雇用環境・均等室では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に関し、労働者と事業主との間に生じた紛争（トラブル）解決のお手伝いをします。紛争解決援助制度については「労働局長による紛争解決の援助」及び「調停会議による調停」があります。